完了検査及び仮使用認定申請における省エネ適合性判定を要した建築物で、一定の範囲内の省エネ性能が低下する変更がある場合の加算手数料

確認検査申請手数料

● **建築物省エネ法に係る適合性判定を要した建築物で、一定の範囲内の省エネ性能が低下する変更がある場合には、下表に掲げる額を加算します。（第5条、第8条関係）**

単位：円

省エネ適合性判定を要する部分の床面積の合計	評価方法	省エネ判定の建築物の用途		
		ホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途	工場等	左記以外
300㎡未満	標準入力法 主要室入力法	17,000	8,000	10,000
	モデル建物法	10,000	3,000	6,000
300㎡以上、500㎡未満	標準入力法 主要室入力法	19,000	10,000	12,000
	モデル建物法	11,000	4,000	7,000
500㎡以上、1,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	22,000	12,000	14,000
	モデル建物法	13,000	5,000	8,000
1,000㎡以上、2,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	29,000	16,000	18,000
	モデル建物法	16,000	6,000	10,000
2,000㎡以上、5,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	35,000	20,000	22,000
	モデル建物法	20,000	8,000	12,000
5,000㎡以上、10,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	52,000	29,000	34,000
	モデル建物法	25,000	10,000	15,000
10,000㎡以上、20,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	55,000	30,000	36,000
	モデル建物法	28,000	11,000	16,000
20,000㎡以上、50,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	70,000	39,000	46,000
	モデル建物法	37,000	15,000	21,000
50,000㎡以上	標準入力法 主要室入力法	別途見積	別途見積	別途見積
	モデル建物法	別途見積	別途見積	別途見積

※ 検査申請及び仮使用認定申請の手数料は非課税となります。

※1　加算額は、適合性判定を要した建築物ごとに算定した額の合計とします。

※2　判定対象床面積が50,000㎡以上の加算額は、別途見積とします。

※3　建築物の用途で工場等とは、工場（評価対象が照明設備のみ）、危険物の貯蔵又は処理、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するものとします。

※4　省エネ適合性判定を必要とした増改築において既存部分のBEIにデフォルト値1.2を使用した場合の申請床面積の区分は、既存部分の床面積を除いた床面積とします。
ただし、既存部分のBEIにデフォルト値1.2を使用しない場合にあっては、既存部分を含めた建築物全体の床面積とします。

※5　建築物全体が当該省エネ適合性判定の計算対象から除外される用途の場合は加算しません。